

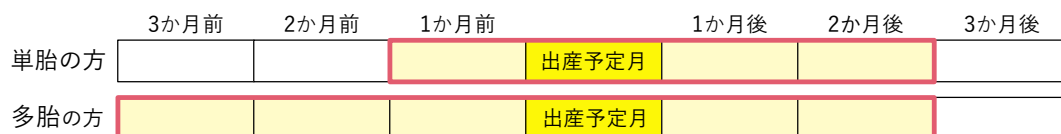
# 産前産後期間分（4か月分）の国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、人工中絶等の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の軽減方法

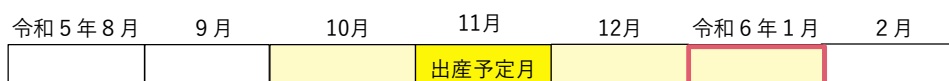
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）分が軽減されます。



※産前産後期間の所得割保険税と均等割保険税が年額から軽減されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月分が軽減されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険税が軽減されます。令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が軽減された場合、過納付分の保険税は還付されます。

## 届出に必要な書類

ご提出は市民文化部市民課国民健康保険グループまたは関支所地域サービス室へお願いします。

- ① 産前産後期間にかかる国民健康保険税軽減届出書（ホームページに掲載）
- ② 母子健康手帳など
- ③ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ④ マイナンバー確認書類

## 問合せ先